

全海運企画発第31号  
平成20年 2月28日

組合（支部）各位

全国海運組合連合会

### 石綿健康被害救済制度に係わる船舶所有者からの拠出金について

標記拠出金については、石綿による二次被害が急増していることから、それらの間接被害への救済を目的に「石綿健康被害救済基金」というものが創設され、国・地方公共団体とともに事業主に対しても広く浅く負担を求めていくとしたもので、昨年4月から徴収されており、また徴収対象は船員保険法第60条1項に規定する船舶所有者となっております。

この制度は船員以外にも一般の労災保険加入事業者全てが対象であり、約260万事業者が徴収対象となっております、厚生労働省が労働保険の一部として新設した項目で徴収し、一方 船員についてはパンフレットにある「環境再生保全機構」という所で徴収するという2本立てになっております。

当連合会におきましても、昨年来 周知 並びに申告方お願いをしている処ですが、今般、同機構より 別添の通り費用徴収に係る周知方依頼が参りましたので、あらためて関係組合員各位宛ご周知頂きますとともに、拠出金の申告、並びに納付についてご指導方お願い致します。

尚、徴収額については、広く浅くということで、船員保険法上の「標準報酬月額、及び標準賞与額」に基づき、年額ベースの0.05/1000（1000万円に対し500円）を納付頂くもので、マンニング事業者・船舶管理会社も対象に含まれるとのことです。

また、詳細につきましては、環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 資金管理課（Tel 044-520-9615）宛ご確認下さるようお願い致します。

以 上  
（担当 荒木）



事務連絡  
平成20年 2月27日

全国海運組合連合会 御中

独立行政法人環境再生保全機構

石綿健康被害救済制度における船舶所有者からの費用  
の徴収に係る周知活動への協力をお願いについて

平素より、石綿健康被害救済の推進にご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。  
さて、当機構では、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、平成18年3月20日より救済事業を実施しております。

この救済事業に要する費用については、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、民事責任・国家賠償責任（損害賠償責任）とは切り離して実施するものであり、長期間にわたり産業基盤となる施設、設備、機械等、社会全体で広く石綿を使用し、石綿の使用による便益を様々な面で享受してきたこと等を踏まえ、船舶所有者を含む事業者、国及び地方公共団体が全体で費用を負担することとされ、船舶所有者を含む事業者からの費用の徴収については、平成19年4月1日から開始されております。このため、機構においては、環境省とともに、その円滑な実施のための周知活動を幅広く行っております。

これに関しまして、平成20年度のポスターとパンフレットを送付申し上げますので、ポスターの掲示及びパンフレットの配布等にご協力をお願い申し上げます。

また、これらポスター等の内容について、船舶所有者等から質問等がございましたら、お手数ですが下記連絡先まで問い合わせ頂くようご指導願います。

なお、送付しましたポスター・パンフレットに不足が生じましたら、下記連絡先までご一報いただければ、追加送付致します。

【連絡先】石綿健康被害救済部 資金管理課

TEL：044-520-9615（直通）

FAX：044-520-2193or1015

Eメール：kyosyutsukin@erca.go.jp

機構HP：http://www.erca.go.jp

# 石綿(アスベスト)による健康被害の 救済に係る船舶所有者からの 拠出金について〈平成20年度〉

このパンフレットは、平成19年度から船舶所有者の皆様にご拠出いただいている石綿による健康被害の救済に係る拠出金の申告・納付に関して、石綿健康被害救済制度の考え方、拠出金の申告・納付方法(概要)等について、まとめたものです。

拠出金の申告・納付に関しましては、平成20年度においても引き続き、船舶所有者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

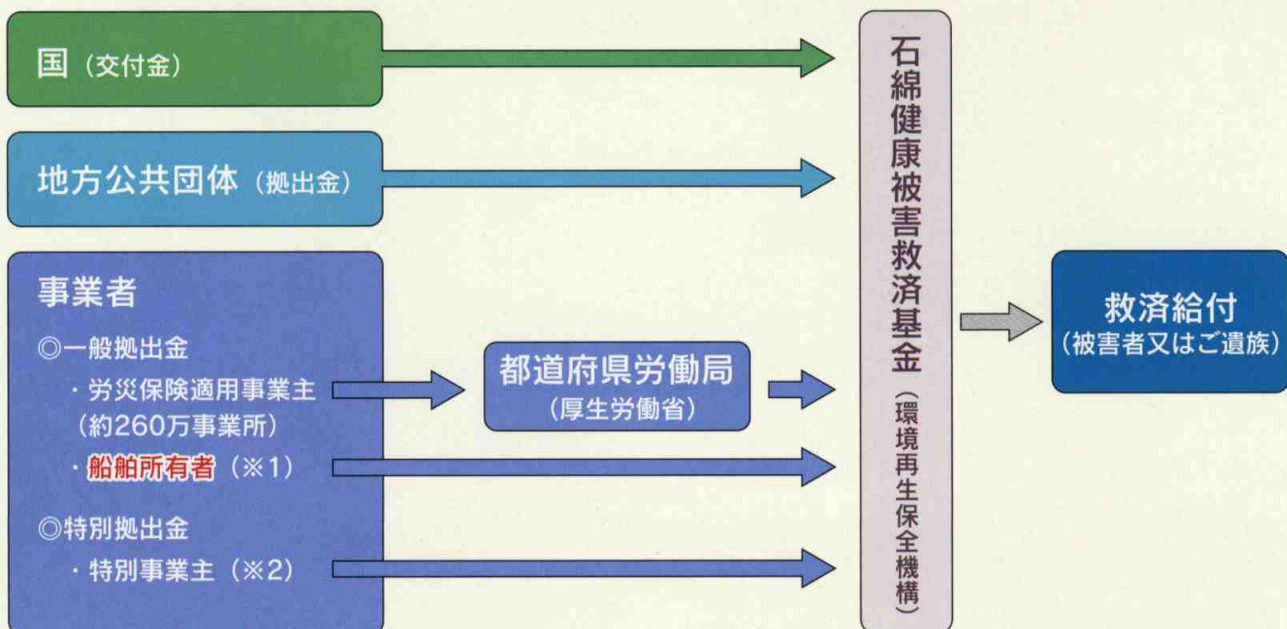
# 1

## 石綿健康被害救済制度の概要

石綿(アスベスト)による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、迅速な救済を図ることを目的として、「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)」に基づき創設されました。

この救済(医療費等の支給)に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金及び事業者からの拠出金によってまかなわれ、事業者による拠出については、平成19年度から開始されています。平成20年度も引き続き拠出金の申告・納付をお願いいたします。

### 石綿健康被害救済制度における費用負担の仕組み



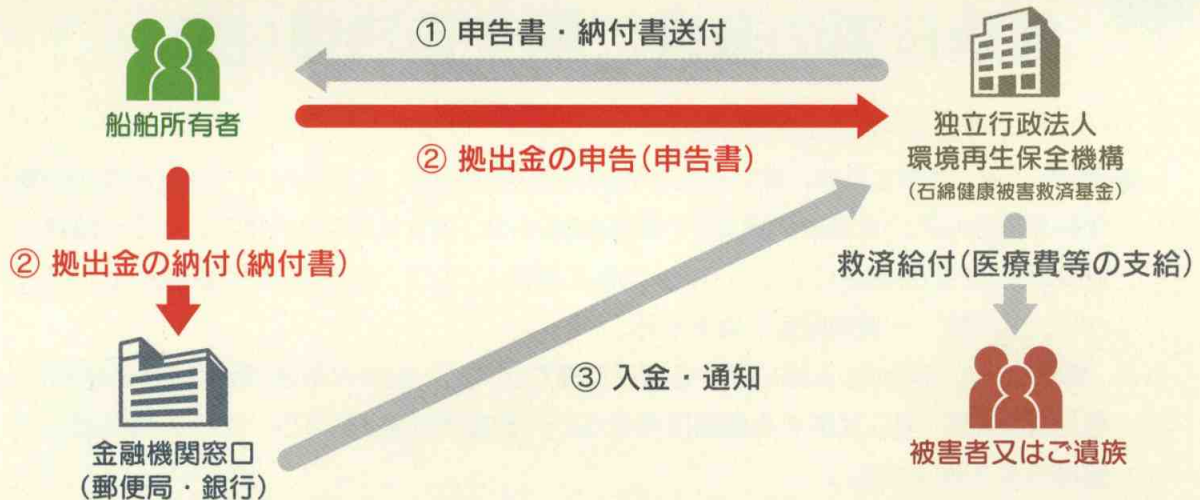
(注) ※1 船員保険法第60条第1項に規定する船舶所有者(船員保険の被保険者を使用する船舶所有者)をいいます。

※2 石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる事業主(特別事業主)については、一般拠出金に追加して費用(特別拠出金)を拠出することとされています。

この法律では、石綿が長期にわたり、船舶の機関部等の断熱材、建築物の天井や外壁、自動車のブレーキライニング、工場のボイラー、水道管等、産業基盤となる施設・設備・機械等に広く使用されていることにより、およそ事業活動を営むすべての事業主が、石綿の使用による経済的利得を受けてきたと考えられることを踏まえ、事業活動を営むすべての事業主に救済の費用をご負担いただくこととしています。

**船員保険の被保険者を使用する船舶所有者の皆様は一般拠出金を納付する義務がありますので、右の方法により申告・納付をお願いいたします。**なお、労災保険適用事業主と船舶所有者の拠出金の金額の算出方法は原則として同じです。

## 船舶所有者の申告・納付の流れ



## 2 拠出金の使われ方

船舶所有者から金融機関を通じて環境再生保全機構へ拠出された資金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る。)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

なお、平成19年12月末までに、3,100名の方に救済給付がされております。

| 療養者    | 施行前死亡者遺族 |
|--------|----------|
| 1,254名 | 1,846名   |

## 3 申告・納付方法

**申告・納付の時期** 毎年度、4月1日から5月20日までです。

**拠出(納付)金額** 前年度において船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額(※)に一般拠出金率(1000分の0.05)を乗じて得た金額となります。

※「賃金の総額」については、船員保険法上の標準報酬月額及び標準賞与額を使用して算出しても構いません。

**申告方法**

環境再生保全機構から送付する申告書に必要事項を記入のうえ、拠出金の納付時に機構へ送付してください。

**納付方法**

環境再生保全機構から送付する納付書に必要事項を記入のうえ、指定する金融機関(ゆうちょ銀行又は郵便局、銀行)等の窓口で納付してください。

**納付の延納**

拠出金額が20万円以上となる場合は、3期に分けて納付することができます。

**税法上の取扱い**

本制度への拠出金は、申告書が提出された日の属する事業年度の損金の額又は必要経費に算入することができます。

**申告・納付がない場合**

法律に基づき、機構は申告額を決定し、延滞金の徴収や財産等の差し押さえの手続きをさせていただきますので、ご注意ください。

## 4

# 石綿による 健康被害の救済に関する法律(抄)

### (一般拠出金の徴収及び納付義務)

- 第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。
- 2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法(昭和14年法律第73号)第60条第1項に規定する船舶所有者(以下「船舶所有者」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。
- 3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

### (一般拠出金の額)

- 第37条 第35条第1項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金(以下「第一項一般拠出金」という。)の額は、徴収法第10条第2項第1号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。
- 2 第35条第2項の規定により船舶所有者から徴収する一般拠出金(以下「第二項一般拠出金」という。)の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

### (第二項一般拠出金の納付等)

- 第39条 船舶所有者は、各年度ごとに、第二項一般拠出金を、環境省令で定める事項を記載した申告書を添えて、その年度の初日から50日以内に機構に納付しなければならない。

## お問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 資金管理課

TEL 044-520-9615

Eメール [kyosyutsukin@erca.go.jp](mailto:kyosyutsukin@erca.go.jp)

〒212-8554

川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F

- 石綿健康被害救済制度の詳細につきましては、機構ホームページ <http://www.erca.go.jp> をご覧いただくか、上記連絡先までお問い合わせ下さい。
- 船舶所有者の皆様の本制度へのご理解とご協力をお願い申し上げます。